

審 尋 調 書 (第 10 回) (和解)

事 件 の 表 示 平成 24 年 (モ) 第 36 号  
期 日 平成 26 年 6 月 11 日 午後 4 時 30 分  
場 所 山口地方裁判所審尋室  
裁 判 長 裁 判 官 桑 原 直 子  
裁 判 官 宮 寄 秀 典  
裁 判 官 林 崎 由 莉 子  
裁 判 所 書 記 官 藤 澤 卓

出頭した当事者等

申立人 山 戸 貞 夫  
申立人ら代理人 本 田 兆 司  
同 足 立 修 一  
被申立人代理人 末 国 陽 夫  
同 松 村 和 明  
被申立人復代理人 末 永 久 大

審 尋 の 要 領

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

山口県熊毛郡上関町大字祝島 2 1 8 番地

申 立 人 上関原発を建てさせない祝島島民の会

上記代表者代表運営委員 清 水 敏 保

山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 6 8 - 1

同 山 戸 貞 夫

山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 2 3 番地

同	清	水	敏	保	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 2 6 7 - 1					
同	橋	本	久	男	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 7 2					
同	高	岡	忠	則	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 6 9 - 1					
同	松	村	友	三郎	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 6 8					
同	大	本	眞	一郎	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 6 5 6 - 4					
同	高	岡	輝	雄	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 5 0 8					
同	安	藤		旭	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 1 7 - 2					
同	松	村	勘	一	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 2 5 7 - 5					
同	石	井	信	夫	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 5 8 6					
同	山	本	藤	樹	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 5 9					
同	五	十	君	敏	雄
山口県熊毛郡上関町大字祝島 8 7 - 2					
同	岡	本	正	昭	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 3 2 6					
同	木	村		力	
山口県熊毛郡上関町大字祝島 6 8 0 - 1					

仮処分決定主文より。

1. 債権者は、自己又は第三者として、別紙物件目録記載の区域のうち、別紙図面の青線2囲まれた範囲の公有水面に漁船、シーカヤック等の船舶を進入・係留させ、あるいは同水面において工事関係船舶及び施設等へ接近、接触及び侵入する等、債権者の同水面に対する使用を妨害する一切の行為を、債権者による同水面における埋立に關する工事が同竣工するまでの間、しては安藤 功 ならない。

山口県熊毛郡上関町大字祝島684

同 高岡 宏

山口県熊毛郡上関町大字祝島34

同 吉本 幸太郎

山口県熊毛郡上関町大字祝島897

同 浜本 新太郎

山口県熊毛郡上関町大字祝島18-2

同 岩本 博明

山口県熊毛郡上関町大字祝島49

同 橋部 好明

山口県熊毛郡上関町大字祝島314-1

同 金田 平六

山口県熊毛郡上関町大字祝島608

同 藤永 正保

山口県熊毛郡上関町大字祝島578-4

同 安藤 稔

山口県熊毛郡上関町大字祝島82-1

同 竹末 喬

山口県熊毛郡上関町大字祝島530

同 中原 和己

山口県熊毛郡上関町大字祝島142

同 久保 豊

山口県熊毛郡上関町大字祝島25

同 村田 義弘

山口県熊毛郡上関町大字祝島359

同 樋谷修三郎  
山口県熊毛郡上関町大字祝島111

同 西山洋右  
山口県熊毛郡上関町大字祝島311-1

同 山田建夫  
山口県熊毛郡上関町大字祝島110-1

同 正本政侑  
山口県熊毛郡上関町大字祝島1097-2

同 久保正美  
山口県熊毛郡上関町大字祝島34-7

同 邑津正一  
山口県熊毛郡上関町大字祝島112

同 三井一男  
山口県熊毛郡上関町大字祝島217

同 浜村柳次  
山口県熊毛郡上関町大字祝島111

同 正本英一  
山口県周南市櫛ヶ浜中磯町227-1

同 原康司  
上記申立人ら代理人弁護士 本田兆司

同 足立修一  
広島市中区小町4番33号

被 申 立 人 中国電力株式会社

上記代表者代表取締役 荻田知英

上記代理人弁護士 末国陽夫

同 末永汎本

同 松 村 和 明

同 復 代 理 人 弁 護 士 末 永 久 大

## 第2 申立ての表示

山口地方裁判所岩国支部平成21年(㉜)第13号使用妨害禁止仮処分申立事件の債務者である申立人らが、同事件の債権者である被申立人に対し、既に保全の必要性が消滅したなどと主張して、上記事件について山口地方裁判所岩国支部がした仮処分決定（以下「本件仮処分決定」という。）の取消しを求める申立て。

なお、以下においては、本件仮処分決定主文第1項の「公有水面」を「本件公有水面」という。

## 第3 和解条項

- 1 被申立人は、本件公有水面につき、山口県知事が被申立人に対して平成20年10月22日付けでした公有水面埋立免許について、その取消しを命じ、若しくはその効力が失効したことを確認する旨の判決が確定したとき、又は被申立人が山口県知事に対して平成24年10月5日付けでした工事竣工期間伸張許可申請に対して不認可の処分がされたときは、本件仮処分決定に係る仮処分申立てを取り下げる。
- 2 申立人らと被申立人は、被申立人が、本件公有水面につき、有効な公有水面埋立法による免許に基づき、適法に埋立てに関する工事を再開したときは、申立人らが被申立人に対し、本件仮処分決定主文第1項の不作为義務を負うことを確認する。
- 3 申立人らと被申立人は、第1項及び第2項以外の場合においては、
  - (1) 本件仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面に対する使用」とは、本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査、灯浮標の点検・補修その他同水面の管理・保全に必要な行為に限ること、
  - (2) (1)の行為の妨げとならない限り、本件仮処分決定主文第1項の「船舶を進

入」させることは、同項の「債権者の同水面に対する使用を妨害する一切の行為」に該当しないこと、

を確認する。

- 4 申立人ら及び被申立人は、本件保全取消し手続を終了させる。
- 5 本件申立費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 藤 澤 卓